

令和元年定例会  
環境生活農林水産常任委員会  
説明資料

(議案補充説明)

1	議案第27号「三重県卸売市場条例案」	1
2	議案第35号「三重県立自然公園条例の一部を改正する条例案」	2

(所管事項説明)

1	『令和元年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見 への回答について	3
2	みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（仮称）中間案について	別冊 1
3	指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について	4
	(1) 三重県地方卸売市場	別冊 2
	(2) 三重県民の森	
	(3) 三重県上野森林公園	
4	豚コレラに係る対応について	8 別添 1
5	「食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書」について	11
6	「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」に基づき平成30年度に実施した施策の実施状況報告について	13 別冊 3
7	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画（中間案）について	15 別添 2－1、別添 2－2、別冊 4
8	平成 30 年度における鳥獣被害の状況について	16
9	「三重の森林づくり基本計画」に基づく施策の実施状況（平成30年度版）について	18
10	みえ森と緑の県民税の評価について	20 別冊 5
11	第 3 期みえ生物多様性推進プランの策定について	22 別添 3－1、別添 3－2
12	三重県水産業及び漁村の振興に関する条例（仮称）中間案について	24 別添 4
13	各種審議会等の審議状況の報告について	25

- 別冊 1 「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」（仮称）中間案
- 別冊 2 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について
- 別冊 3 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画 平成 30 年度実施状況報告（案）
- 別冊 4 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画（中間案）
- 別冊 5 みえ森と緑の県民税基金事業実施に対する「評価委員会の評価」及び「評価委員会による総合評価」

## 【議案補充説明】

### 1 議案第 27 号「三重県卸売市場条例案」

#### 1 改正理由

卸売市場法（以下、「法」という。）の一部改正に伴い、規定を整理するとともに、小規模等卸売市場の適正かつ健全な運営を確保し、その開設等に係る規定を整備するため、三重県卸売市場条例の全部を改正するものです。

#### 2 条例改正の概要

地方卸売市場の開設が許可制から認定制へと変更され、認定要件等は新たに法で規定されることに伴い、関係する条文を削除します。

また、法の改正で地方卸売市場の規模要件が廃止されますが、従来の小規模卸売市場は、小規模等卸売市場として制度を維持し、公平・公正で、適正かつ健全に卸売市場の運営が行われるよう、開設の届出、遵守事項、指導等に関する規定を整備します。

#### 3 施行期日

令和 2 年 6 月 2 1 日

（地方卸売市場の認定申請及び小規模等卸売市場の届出に係る部分については令和元年 1 2 月 2 1 日）

【議案補充説明】

2 議案第 35 号「三重県立自然公園条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」による「自然公園法」の一部改正に鑑み、指定認定機関についての規定を整備するものです。

2 条例改正の概要

三重県立自然公園条例では、自然景観の風致や適正な維持管理のために利用調整地区を設け、利用調整地区の区域内への立入りの認定に関する事務を地元の団体等に行わせることができることとしています。

その認定事務を行う指定認定機関の欠格要件として規定されている、「成年被後見人又は被保佐人」を「心身の故障によりその認定事務を適格に行うことができない者として規則で定める者」に改めるよう規定を整備します。

3 施行期日

令和元年12月14日

(1) 「『令和元年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

【環境生活農林水産常任委員会】

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
147	獣害対策の推進	農林水産部	ニホンジカの推定生息数は減少しているが、被害軽減の実感が伴っていない。次期行動計画の策定においては、人と獣の棲み分けの考え方を取り入れることについて検討されたい。	ニホンジカによる被害の軽減が実感され、人と獣の棲み分けにつながるよう、より効果的な捕獲や生息数の調査に取り組んでいきます。
			侵入防止柵の隙間や破損箇所からの侵入による獣害被害の事例が増えているが、侵入防止柵設置後の補修や強化に対し、財政的な支援がないことが原因のひとつと考えられるので、今後の対応について検討されたい。	侵入防止柵について、県では安価で簡便な補修・補強方法等に関する技術的支援を行っており、こうした取組を引き続き実施していきます。また、地域の自主的な活動を支援する多面的機能支払交付金等の活用も含め、市町や関係者と連携して侵入防止柵の補修等に対応していきます。
			内水面漁協が取り組むカワウ対策への県補助金が大きく減少している中、必要な対策が実施できるよう支援について検討されたい。	内水面漁協では、県補助金のほか、国から直接交付される補助金も活用し、カワウ対策に取り組んでいただいているところです。また、県では、内水面漁協に対し、全国の先進的な取組事例を情報提供するとともに、中部近畿カワウ広域協議会等に参加し、近隣府県とも連携しながら広域的な対策についても検討していきます。
312	農業の振興	農林水産部	畜産物の輸出についてアジア経済圏に軸足が置かれた記述になっているが、これまで行ったブランド牛肉の米国プロモーションやEUをターゲットにしたミラノ博での県産食材プロモーションなど、過去の取組を総括し、今後の取組に生かすことを検討されたい。	これまで県では、畜産物を含めた県産食材の輸出に関するさまざまなプロモーションを実施し、その後の継続的な取引につながった品目があるなかで、取組が進まなかった品目もあります。県として、その要因等についてしっかりと分析し、検証を行ったうえで、県産食材の輸出促進に取り組んでいきます。
313	林業の振興と森林づくり	農林水産部	公共建築物の木材利用については、新しい技術等によって中高層建築物にも木材が利用できる場面が広がっていることを県が実際に示してみせることが大切であるため、県有施設等での積極的な木材利用について検討されたい。	新しい技術の開発や建築基準法の改正により、これまで以上に木材の利用範囲が広がっていることから、今後、整備や改修を行う予定の県有施設等において、構造部材としてだけでなく内装での利用も含めて、関係部局とも連携しながら、県産材の利用促進に努めていきます。

### (3) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

#### 1 管理状況の県議会への報告（平成 30 年度分）

指定管理者制度に関する取扱要綱に基づき、指定管理者が行う前年度分の施設の管理状況等を報告する必要があるため、農林水産部が指定管理者に管理を行わせる施設の平成 30 年度に係る管理状況報告を行うものです。

#### 2 農林水産部における指定管理者制度の状況

農林水産部が指定管理者に管理を行わせた施設は次の 3 施設です。

公の施設	指定管理者	指定期間
三重県地方卸売市場	みえ中央市場マネジメント株式会社	平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 31 年 3 月 31 日
三重県民の森	NPO 法人 ECCOM (旧称：特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター)	平成 28 年 4 月 1 日～ 令和 3 年 3 月 31 日
三重県上野森林公園	NPO 法人 ECCOM (旧称：特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター)	平成 28 年 4 月 1 日～ 令和 3 年 3 月 31 日

#### 3 評価基準

##### (1) 指定管理者の自己評価の基準

###### ①管理業務の実施状況の評価区分

- 評価区分「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 評価区分「B」 → 業務計画を順調に実施している。
- 評価区分「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
- 評価区分「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

###### ②施設の利用状況の評価区分

- 評価区分「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 評価区分「B」 → 当初の目標を達成している。
- 評価区分「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
- 評価区分「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

###### ③成果目標及びその実績の評価区分

- 評価区分「A」 → 成果目標を全て達成し、特に優れた実績を上げている。
- 評価区分「B」 → 成果目標を達成している。
- 評価区分「C」 → 成果目標を十分には達成できていない。
- 評価区分「D」 → 成果目標を達成できず、大きな改善を要する。

##### (2) 県の評価基準

- 評価区分「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
- 評価区分「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
- 評価区分「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成30年度分> (概要)

施設の名称	三重県地方卸売市場			
指定管理者	みえ中央市場マネジメント株式会社			
指定期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日			
業務の内容	1 市場事業の実施に関する業務 2 市場内での業務の承認等に関する業務 3 施設の利用の許可等に関する業務 4 利用料金の收受等に関する業務 5 施設の維持管理等に関する業務 6 その他県が市場の管理運営上必要と認める業務			
成果目標	施設利用面積比率 (平均) 90%以上 市場の交流人口 (年間延べ数) 30,000人以上 関連商品売場棟への入場者数 (年間) 12,000人以上 (指定管理者が設定した目標) 市場ブランド商品開発数 (5年間) 5点 (指定管理者が設定した目標) 市場からのごみ排出量 (5年間) 50% (指定管理者が設定した目標)			
成果目標に対する実績 (平成30年度)	施設利用面積比率 (平均) 94.7% 市場の交流人口 (年間延べ数) 37,031人 関連商品売場棟への入場者数 (年間) 14,070人 市場ブランド商品開発数 (5年間) 20点 市場からのごみ排出量 (5年間) 30.3%			
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H29	H30	H29	H30
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	B	B	+	+
県の総括的な評価	①徹底したコスト管理のもと場内事業者からの利用料金収入により管理・運営されており、県からの指定管理料を必要とせず、健全な経営が図られている。 ②適切に事務手続きを行うとともに、延べ150件の修繕工事を積極的に行い、施設の維持管理等に努めるなど、市場の円滑な運営が図られている。 ③業務計画を着実に遂行し、全ての成果目標を達成していることから、評価できる。			

※県の評価について

管理業務の実施状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

施設の利用状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

成果目標及びその実績：指定管理者の自己評価に比べて高く評価した。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成30年度分> (概要)

施設の名称	三重県民の森			
指定管理者	NPO法人 ECCOM 理事長 森 豊 (旧称：特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター)			
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日			
業務の内容	1 県民の森の森林、植物等の管理に関する業務 2 県民の森の施設、設備の維持管理及び修繕に関する業務 3 県民の森の施設、設備の利用に関する業務 4 自然体験型イベントの実施に関する業務 5 ホームページ等による県民の森内の自然情報やイベント情報の提供に関する業務 6 生物多様性の保全に配慮した取組に関する業務 7 その他県民の森の管理上必要と認める業務			
成果目標	年間の施設利用者数 120,000人以上 施設利用者の満足度 80%以上 自然体験型イベント参加者の満足度 92%以上			
成果目標に対する実績 (平成30年度)	年間の施設利用者数 168,309人 施設利用者の満足度 86.1% 自然体験型イベント参加者の満足度 95.0%			
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H29	H30	H29	H30
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	A	A		
3 成果目標及びその実績	A	B		
県の総括的な評価	①成果目標については、年間の施設利用者数、施設利用者の満足度、自然体験型イベント参加者の満足度の全ての指標で目標を達成している。 ②森林・植栽木、芝生等の植物管理を適正に実施し、良好な景観の維持に努めている。遊具を含めた利用施設についても、遊具の点検、保守点検、日常点検や清掃を適正に実施しており、利用者が安全で快適に利用できる環境を整えている。 ③森林公園利用のために、インターネットによる広報や利用受付も行い、イベント情報を中心とするメールマガジンを希望者へ配信するなど情報発信を積極的に行っている。 ④イベントについては、観察会等の自然体験型イベントやものづくり、展示会等も含めて、目標を上回る142回のイベント（このうち自然体験イベントは84回）を開催しており、参加者の満足度も95.1%（自然体験イベントは95.0%）と高く、積極的に自然とふれあう場を提供している。 ⑤公園ボランティアの「モリメイト」と協働で植物（キンラン、ササユリ）の保護活動を実施し、動物（野鳥、昆虫、小動物）への影響も含めた生態系に配慮した管理を行っている。また、「みえ生物多様性推進プラン」に沿って、希少動植物の保護や外来生物の駆除などの取組を行っており、生物多様性の確保に努めている。 ⑥業務執行体制については、事務分担・責任の所在を明確にするとともに、NPO法人ECCOMの職員を三重県民の森管理事務所に常勤として3名、非常勤として2名配置している。また、危機管理に関しても、マニュアルを作成し、自然災害や公園内での事故対応及び報告体制を平日・休日ともに整備し、適切に対応している。 ⑦利用者のニーズにあった公園管理を適切に実施したことにより、平成30年度においても29年度に続き全ての目標を達成し、森林、環境学習のための利用者の増加や、より良いサービスの提供につながれたと考える。			

※県の評価について

管理業務の実施状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

施設の利用状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

成果目標及びその実績：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告<平成30年度分> (概要)

施設の名称	三重県上野森林公園			
指定管理者	NPO法人 ECCOM 理事長 森 豊 (旧称：特定非営利活動法人 三重県自然環境保全センター)			
指定期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日			
業務の内容	1 森林公園の森林、植物等の管理に関する業務 2 森林公園の施設、設備の維持管理及び修繕に関する業務 3 森林公園の施設、設備の利用に関する業務 4 自然体験型のイベントの実施に関する業務 5 ホームページ等による森林公園内の自然情報やイベント情報の提供に関する業務 6 生物多様性の保全に配慮した取組に関する業務 7 その他の森林公園の管理上必要と認める業務			
成果目標	年間の施設利用者数 73,000人以上 施設利用者の満足度 80%以上 自然体験型イベント参加者の満足度 92%以上			
成果目標に対する実績 (平成30年度)	年間の施設利用者数 99,233人 施設利用者の満足度 89.2% 自然体験型イベント参加者の満足度 94.5%			
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H29	H30	H29	H30
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	A	A		
3 成果目標及びその実績	B	B		
県の総括的な評価	<p>①成果目標については、年間の施設利用者数、施設利用者の満足度、自然体験型イベント参加者の満足度の全ての指標で目標を達成している。</p> <p>②森林、植栽木、芝生等の植物管理を適正な時期に実施し、良好な景観の維持に努めている。利用施設についても保守点検、日常点検や清掃を適正に実施しており、利用者が安全で快適に利用できる環境を整えている。また、施設の老朽化が進み、修繕が必要な箇所については、台風で発生した倒木を利用し補修するなど、現地発生材を有効活用した補修を行った。</p> <p>③森林公園利用のために、インターネットによる広報や利用受付も行い、イベント情報を中心とするメールマガジンを希望者へ配信するなど情報発信を積極的に行っている。また、市内の小学校や保育園等へプレゼンテーションを行うなど、森林環境教育としての園内利用のPRに努めている。</p> <p>④イベントについては、観察会等の自然体験型イベントやものづくり、展示会等も含めて138回のイベント（このうち自然体験イベントは99回）を開催しており、利用者の満足度も94.4%と高く（自然体験イベントは94.5%）、積極的に自然とふれあう場を提供している。</p> <p>⑤公園ボランティアの「モリメイト」との協働で森林の整備を実施し、動物（野鳥、昆虫、小動物）への影響も含めた生態系に配慮した管理を行っている。また、「みえ生物多様性推進プラン」に沿って、希少動植物の保護や外来生物の駆除などの取組を行っており、生物多様性の確保に努めている。</p> <p>⑥業務執行体制については、事務分担・責任の所在を明確にするとともに、森林公園管理事務所にNPO法人ECCOMの職員を常勤として4名、非常勤として1名配置している。また、危機管理に関しても、マニュアルを作成し、自然災害や公園内での事故対応及び報告体制を平日・休日ともに整備し、適切に対応している。</p> <p>⑦利用者のニーズにあった公園管理を適切に実施したことにより、施設利用者の満足度を含め、すべての目標を達成し、森林、環境学習のための利用者の増加や、より良いサービスの提供につながれたと考える。</p>			

※県の評価について

管理業務の実施状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

施設の利用状況：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。

成果目標及びその実績：指定管理者の自己評価と同じ評価とした。



## (4) 豚コレラに係る対応について

### 1 現状

平成30年9月に、国内で26年ぶりに岐阜県で発生が確認された豚コレラについては、養豚関係者による懸命の防疫対応にもかかわらず、これまでに約14万4千頭が殺処分されるなど甚大な被害をもたらしています。本年9月13日には、関東地方では初めてとなる埼玉県の養豚農場で豚コレラが発生するなど、10月4日時点で本県を含む8府県45事例まで感染が拡大しています。

県内では、7月24日に養豚農場において豚コレラの発生が初めて確認されたほか、豚コレラに感染した野生いのししが、10月4日時点で17事例確認されています。

### 2 対応状況

#### (1) 飼養豚へのワクチン接種

県では、今回の事態が国家レベルの危機事案との認識のもと、9月20日に豚コレラが確認されている8県合同で江藤農林水産大臣に対し緊急要請を行い、国の主導・責任による一刻も早い飼養豚への緊急ワクチン接種を強く要望しました。

また同日、国は、これまでの方針を転換し、農林水産省豚コレラ防疫対策本部の決定事項として、飼養豚に対して知事命令による予防的ワクチンを接種できるよう、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針を見直すことを決定しました。9月27日には同指針の見直し案と本県をワクチン接種推奨地域とする案が示されました。

この指針の見直し案では、

- ① 国は、豚コレラウイルスに感染した野生いのししによる豚等への感染リスクが高い地域について、専門家の意見をふまえ、ワクチン接種推奨地域を設定する
- ② ワクチン接種推奨地域に設定された都道府県は、飼養衛生管理の徹底を図っても豚等への豚コレラの感染防止が困難と認められる地域について、ワクチン接種プログラムを作成する
- ③ 国は当該ワクチン接種プログラムについて、専門家の意見もふまえ、ワクチン接種が家畜防疫の観点から適切に実施されることの確認を行う
- ④ 都道府県知事は国の確認を受けた後、家畜伝染病予防法第6条に基づくワクチン接種の命令、及び第50条に基づく豚コレラワクチンの使用の許可を行う
- ⑤ ワクチン接種を行った生きた豚や、精液、受精卵等については、原則として、接種地域内の農場等への移動・流通に限る

ことなどが示されました。

これを受け、県では、指針改定後に必要となるワクチン接種プログラムの作成を早急に進めるとともに、10月1日には、県、市町、生産者、流通事業者などで構成する「三重県豚コレラワクチン対応連絡会議」を立ち上げて、関係者間で最新情報を共有し、必要な対策等を検討しています。

※プログラムの素案は別添1参照

## (2) 飼養衛生管理基準の遵守徹底及び野生いのししへの経口ワクチン散布等

家畜保健衛生所職員が養豚農場へのチェックシートを用いた聞き取りや巡回指導を定期的に実施しており、きめ細かに飼養衛生管理基準の遵守状況を確認しています。特に農場侵入時の人及び車両等の消毒については、重点的に確認を行っているところ  
です。

また、今回の9月補正予算において、小動物も含めた野生動物侵入防止柵などへの支援に要する経費を計上し、養豚農家の負担無し（国費1/2、県費1/2）で整備できる事業を創設しました。現場における効果的な柵の設置など技術的な助言も含め、農場周りの速やかな防護柵設置を支援しています。

### 【経口ワクチンの散布及び調査捕獲等】

- ・ 散布対象地域：桑名市、いなべ市、菰野町、四日市市、鈴鹿市、亀山市
- ・ 散布箇所数：202か所
- ・ 散布実施時期等：
  - ①先行実施 日程：7月5日 いなべ市の監視対象農場周辺5か所
  - ②本格実施 日程：7月16日～ 桑名市、いなべ市、菰野町（1回目）  
8月21日～ 桑名市、いなべ市、菰野町（2回目）  
四日市市、鈴鹿市、亀山市（1回目）  
9月23日～ 四日市市、鈴鹿市、亀山市（2回目）
- ・ 散布後の対応：散布実施の5日後にワクチンの回収を行い、摂取状況を確認  
経口ワクチンの有効性を把握するサーベイランスのための野生いのししの調査捕獲を実施

※検査結果（死亡野生いのししの検査を含む）

本年10月4日時点で523頭の検査を実施、うち17頭の陽性を確認

## (3) 風評被害対策等

10月1日に開催した第1回三重県豚コレラワクチン対応連絡会議において、市町、生産者、流通事業者等と風評被害対策に関する情報の共有及び意見交換を図るとともに、10月2日には、三重県豚コレラ対策本部にワクチン接種対策本部を新設し、ワクチン接種後の風評被害対策を総合的に進めています。

また、9月補正予算に計上したみえの豚肉等消費維持・拡大支援事業による、県産ブランド豚の流通事業者への取引拡大を進めるマッチング交流会や、消費者に向けた生産者、加工事業者、小売店等が一体となった消費喚起キャンペーンの実施準備を進めています。

なお、いなべ市における豚コレラ発生事案の埋却地については、10月中旬から埋却地全体の盛土、整地を行うとともに、野生動物侵入防止柵の設置、植樹に着手することとしています。

### 3 今後の取組

発生農場の経営再開に向けて、国への申請手続き等がスムーズに進められるよう、養豚農家に寄り添ったきめ細かな支援を行うとともに、次の取組を進めていきます。

#### (1) 飼養豚へのワクチン接種

- ・飼養豚へのワクチン接種については、指針の改定後、ワクチン接種プログラムを速やかに提出し、国の確認が得られ次第、即座に対応できるよう接種に必要な資機材の確保、接種体制の整備など、事前準備を加速させます。

#### (2) 飼養衛生管理基準の遵守徹底及び野生いのししへの経口ワクチン散布等

- ・小動物も含めた野生動物侵入防止柵の設置については、現場における効果的な柵の設置など技術的な助言も含め、丁寧かつスピード感をもって支援を行い、養豚農場の速やかな衛生管理水準のレベルアップを推進していきます。
- ・野生いのししへの経口ワクチン散布については、来年1月から2月にかけて予定している冬季の散布は夏季に比べ約1.5倍となる300か所程度に増加させる予定です。
- ・これまで実施した散布効果の検証を進めるとともに、国のワクチンベルト構築計画をふまえながら、より効果的な経口ワクチン散布となるよう、引き続き取り組みます。
- ・野生いのししの捕獲については、設置したわなの見廻り時間が大幅に短縮できるICTわなの活用などにより捕獲者の省力化を進めることで、捕獲の強化を図ります。

#### (3) 風評被害対策

- ・豚コレラの発生やワクチン接種に伴う県産豚肉の風評被害の防止に向けて、消費者をはじめ、流通・販売事業者等の不安を払拭するため、科学的根拠に基づく安全性をメディアや広告媒体等を活用しながら積極的にPRするとともに、関係者が一体となった消費喚起キャンペーンを県内各地で展開し、県産豚肉の消費の維持・拡大を図っていきます。
- ・また、県内産ジビエの安全・安心を確保するため、経口ワクチン散布実施地域外においても、猟友会の協力のもと、毎月定期的に野生いのししの豚コレラ検査を実施します。

## (5)「食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書」について

食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書については、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」(以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、毎年1回、県議会に報告するとともに、公表するものです。

### 年次報告書(平成30年度版)の概要

#### 1 平成30年度における食の安全・安心に関する情勢

「全国高等学校総合体育大会」の開催に伴い、県では、「全国高等学校総合体育大会食品及び生活衛生対策監視指導計画」を策定し、食の安全・安心に係る監視指導を強化したところ、期間内に食中毒等の健康被害の発生はありませんでした。

食中毒は8件の発生があり、条例に基づく食品の自主回収の報告は10件ありました。食中毒の内1件は毒キノコ(ニセクロハツ)の採取・喫食によるもので、1名が亡くなりました。この他、食中毒被害はなかったものの、有毒の可能性がある魚(ソウシハギ)が県内で流通したことから、県内の水産卸売業者等に再発防止のための注意喚起を行いました。

#### 2 平成30年度に実施した施策

##### 基本的方向1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導体制の充実

###### 【施策の実施状況】

- ① 農薬、肥料、飼料、飼料添加物、動物(水産)用医薬品の販売事業者及び使用者等への立入検査や指導等を行いました。
- ② 「三重県食品監視指導計画」に基づき、食肉等の取扱施設や観光地の食品関係営業施設を重点的に監視指導しました。
- ③ 食品等事業者団体と連携し、食品等事業者の衛生管理や表示の自主点検の取組を推進したほか、食品表示等の監視指導、食品の収去検査及びと畜検査等を実施しました。
- ④ 豚コレラ等の発生を防止するため、生産者等に消毒の徹底や飼養衛生管理基準の遵守徹底を指導しました。

###### 【今後の対応】

生産資材や食品等が適正に生産、加工、流通、販売されるよう、関係団体等と連携し、監視指導や検査等を行います。また、家畜伝染病の発生防止を図るため、発生事例をふまえた対策の研修会等の開催と併せ、個々の農場の状況に合わせた適正な防疫指導を行います。

##### 基本的方向2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

###### 【施策の実施状況】

- ① 「みえのカキ安心システム」など、食品等事業者の取組を広く周知しました。
- ② 食品関連事業者等に対し、HACCPの制度化を含む食品衛生法等について、最新の情報を提供するとともに、研修会等により、コンプライアンス意識の向上を図りました。

- ③ 国際水準GAP及び水産エコラベルの認証取得をめざし、生産者等に対する指導・助言等を行いました。
- ④ みえジビエの衛生管理及び品質の向上のため、「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」を制定しました。
- ⑤ 毒キノコを採取・喫食したことにより1名の方が亡くなったことから、直売所や食品等事業者等に対し注意喚起を行いました。

**【今後の対応】**

県民に対し、食品関連事業者等が自主的におこなっている安全・安心確保に関する情報を提供します。また、食品関連事業者等のコンプライアンス意識向上を図るとともに、有毒な食品等に関する注意喚起を行います。

**基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備**

**【施策の実施状況】**

- ① 学校関係者を対象とした講習会を開催するとともに、子どもたちが食生活に関心を持つよう、メニューコンクール等を実施しました。
- ② 各ライフステージにおいて適切な食習慣の定着等を図るため、野菜摂取促進やバランスの良い食事、栄養成分表示等の活用を推進しました。

**【今後の対応】**

県民が食の安全・安心に関する知識・理解を深め、適切に食品等を選択できるよう、関係団体等と連携し、県民の立場に立った情報や学習機会を提供していきます。

**基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開**

**【施策の実施状況】**

- ① 食品等事業者を対象とした食品衛生・表示の講習会や学校給食関係者等の資質向上のための講習会を開催するとともに、食品衛生責任者、国際水準GAP等の認証取得を指導する指導員、三重県農薬管理指導士及び魚食リーダー等の人材育成を行いました。
- ② 食のリスクについて、相互の信頼を築き理解しあえるよう、消費者、事業者及び行政による意見交換会を開催し対話を進めました。

**【今後の対応】**

食品関連事業者等の食の安全・安心確保に関する資質向上や人材育成を図るとともに、県民、食品関連事業者及び行政等の多様な主体が相互理解を深め、連携・協働していけるよう取り組みます。

## (6) 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」 に基づき平成30年度に実施した施策の実施状況報告について

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」に基づく施策等の実施状況については、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」第9条第5項の規定に基づき、毎年、公表しているものです。

なお、実施状況報告の詳細は、別冊3のとおりです。

### <平成30年度実施状況報告の概要>

#### 1 基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給

目標項目	目標	実績	達成率
農業産出等額(億円)	1,155億円 (平成29年度)	1,211億円 (平成29年度)	100%
米、小麦、大豆の自給率(カロリーベース)	79%(平成29年度)	74%(平成29年度)	94%
産地改革に取り組む園芸等産地増加数(累計)	35産地	35産地	100%
高収益型畜産連携体数(累計)	16連携体	16連携体	100%
みえの安全・安心農業生産方式の産地での普及率	71%	71.8%	100%

##### (1) 平成30年度の取組状況

米、小麦、大豆の自給率については、米の生産量の減少などにより達成できませんでしたが、競争力のある産地や高収益型畜産連携体の育成に向けた取組を促進し、農畜産物価格が堅調に推移したこともあり、基本目標の「農業産出等額」は目標を達成しました。

##### (2) 今後の取組方向

新たなマーケット等に対応した農畜産物の生産拡大、スマート農業の導入による経営体や産地の収益力向上などに取り組むとともに、園芸産地が持続的に発展するよう、居抜き資産の有効活用に取り組めます。

#### 2 基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

目標項目	目標	実績	達成率
農畜産経営体における法人経営体数(累計)	491経営体	518経営体	100%
地域活性化プラン策定数(累計)	414プラン	414プラン	100%
人・農地プラン等を策定した集落の割合	25%	24.8%	99%
新規就農者数	145人	169人	100%
基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	44.1%	44.1%	100%
農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)	175件	175件	100%

##### (1) 平成30年度の取組状況

人・農地プランの作成推進や専門家派遣等による経営課題の解決に向けた支援、生産基盤の整備などに取り組んだ結果、基本目標の「農畜産経営体における法人経営体数」で目標達成するとともに、個々の取組目標について、ほぼ目標を達成しました。

##### (2) 今後の取組方向

農業経営体の収益力の向上に向け、担い手への農地集積・集約化の促進、法人経営体の育成、後継者への事業継承、生産基盤の整備などに取り組むとともに、みえ農業版MBA養成塾による若き農業ビジネス人材の育成、農福連携の推進などに取り組めます。また、産地における農繁期の労働力確保や経営体における労働環境の整備に取り組めます。

### 3 基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮

目標項目	目標	実績	達成率
農山漁村の交流人口	1,457 千人	1,476 千人	100%
農山漁村地域資源活用取組ネットワーク参加件数 (累計)	215 件	215 件	100%
多面的機能維持・発揮のための地域活動を行う農業集落率	51.4%	52.2%	100%
ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	2,946ha	2,946ha	100%
中山間地農業を起点とした雇用創出に取り組む集落数 (累計)	14 件	14 件	100%
野生鳥獣による農業被害金額	242 百万円以下 (平成 29 年度)	235 百万円 (平成 29 年度)	100%

#### (1) 平成 30 年度の取組状況

豊かな自然を生かした交流の促進や地域資源を活用した付加価値向上などに取り組むとともに、多面的機能を支える共同活動、獣害につよい集落づくり、みえジビエの流通などの促進や生産基盤施設の長寿命化等の推進に取り組んだ結果、基本目標の「農山漁村の交流人口」を達成するとともに、個々の取組目標を全て達成しました。

#### (2) 今後の取組方向

農山漁村における起業者養成講座の開催やアウトドア用品メーカーとの連携による都市部での情報発信、農山漁村での周遊・滞在に結び付けていく体制づくり、集落での多面的機能の維持活動の支援に取り組めます。また、災害に強い安全・安心な農村づくりに向け、ため池や排水機場等の耐震対策、長寿命化等に取り組むとともに、獣害につよい集落づくりに向けた支援に取り組めます。

### 4 基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

目標項目	目標	実績	達成率
魅力ある県産農林水産物や加工品が販売されていると感じる県民の割合	48.0%	42.2%	88%
「みえフードイノベーション」から生み出される商品等の売上額 (累計)	38 億円	40 億円	100%
魅力発信により生み出された企業との連携 (累計)	175 社	187 社	100%
「みえ農林水産ひと結び塾」における人材養成数 (累計)	30 人	35 人	100%

#### (1) 平成 30 年度の取組状況

基本目標の「魅力ある県産農林水産物や加工品が販売されていると感じる県民の割合」については、目標達成できませんでしたが、県産の農林水産品を活用に向けた食品関連企業などとの連携を促進したことにより、個々の取組目標については、全て達成しました。

#### (2) 今後の取組方向

産学官等の連携を通じて、県産農産物の価値や魅力の向上、県民等への発信に一層力を入れるとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピックとその先を見据えた G A P 認証の取得促進や認知度向上のためのプロモーション、輸出の促進などに取り組めます。

## (7) 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画（中間案） について

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例（平成 22 年 12 月制定・施行）」（以下「条例」という）に基づく基本計画について、平成 28 年 3 月に策定した現行基本計画の本年度中の見直しに向け、作業を進めています。

これまでに、現行の基本計画に基づく施策の実施状況等をふまえるとともに、農業者、食品関連事業者、有識者等 15 名で構成する基本計画懇話会などを開催して、意見を聴取しながら、基本計画（中間案）を取りまとめたところです。

### 1 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画（中間案）について

#### (1) 基本計画懇話会の実施について

基本計画懇話会を令和元年 7 月 25 日及び 9 月 27 日に開催し、委員からいただいた主な意見は次のとおりでした。

- ① 農業を持続的に発展させるためには、大規模な経営体を増やす施策とともに、小規模な経営体を維持する施策を展開することが必要
- ② 農家の後継者や新規就農者、障がい者、外国人など多様な人々が農業に携わることで、地域の農業を活性化することが必要
- ③ 農村での体験（コト）を無償ではなく、有償で提供し、さらに、体験に関わった農産物（モノ）の販売につなげていくようなビジネスモデルを創出する必要
- ④ GAPを推進するためには、労働安全やコスト削減など経営改善に及ぼす効果などの周知を図り、農業者の理解を促進することが必要
- ⑤ スマート農業を推進するためには、農業者が自身の身近な課題解決に ICTなどを活用していくことが必要

#### (2) 新たな基本計画（中間案）について

現行の基本計画に基づく施策の実施状況をふまえるとともに、基本計画懇話会や本委員会においていただいた意見等に基づき、基本計画（中間案）をとりまとめました。

概要については別添 2-1、2-2、詳細については別冊 4 のとおりです。

### 2 今後の対応

今後、本委員会はもとより、基本計画懇話会、市町や農業者、農業関係団体との意見交換会、パブリックコメント等を実施し、いただいた意見をふまえて基本計画（最終案）をとりまとめ、本年 12 月の本委員会でお示しする予定です。

- ・令和元年 12 月 基本計画（最終案）の報告
- ・令和 2 年 2 月 議案として提出
- ・令和 2 年 3 月 基本計画の策定



## (8) 平成30年度における鳥獣被害の状況について

### 1 鳥獣被害の状況

#### (1) 農林水産被害金額

平成30年度の野生鳥獣による農林水産被害金額は、目標の4億6千万円以下に対し、約4億6千3百万円となりました。前年度に比べると、ニホンザルによる農業被害とカワウによる水産業被害は減少しましたが、イノシシの農業被害やニホンジカ等による林業被害は増加しました。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
被害金額 計	820,885	701,085	628,754	557,606	517,062	461,062	462,886	463,486
農業	496,886	392,911	324,437	288,927	268,354	229,537	235,973	232,584
イノシシ	184,102	151,094	121,413	108,684	124,260	108,747	122,107	123,827
ニホンジカ	134,836	85,486	68,018	58,959	58,420	46,577	43,815	43,948
ニホンザル	144,302	124,288	108,879	97,248	65,004	54,887	53,935	49,730
その他	33,646	32,043	26,127	24,036	20,670	19,326	16,116	15,079
林業	284,430	264,074	255,668	229,607	210,998	195,698	189,237	197,712
水産業	39,569	44,100	48,649	39,072	37,710	35,827	37,676	33,190

#### (2) 野生鳥獣の捕獲数

平成30年度のイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの3獣種の捕獲数は、前年度並みの約3万7千頭となり、概ね高い捕獲力が維持されています。

また、カワウの捕獲数は、前年度並みの579羽でした。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
捕獲頭数 計	25,673	30,836	27,582	33,280	38,642	37,890	37,538	37,462
狩猟	15,398	15,947	14,681	15,781	14,808	14,075	12,340	11,715
有害	10,275	14,889	12,901	17,499	23,834	23,815	25,198	25,747
イノシシ	9,735	11,930	9,401	11,781	13,623	13,862	14,657	15,487
ニホンジカ	14,790	17,529	17,148	19,757	23,570	22,512	21,690	20,736
ニホンザル	1,148	1,377	1,033	1,742	1,449	1,516	1,191	1,239
カワウ	813	736	805	643	636	579	589	579

### 2 鳥獣被害の課題

農業被害は、近年、イノシシによる被害が増減を繰り返しています。これは、設置した侵入防止柵の隙間や破損箇所からの侵入による被害が発生していることなどによるものと考えられます。

林業被害は、依然としてニホンジカによる被害が大きいことから、侵入防止柵の設置等の対策を継続していく必要があります。

カワウによる水産業被害は、減少傾向にはあるものの、依然として水産資源に大きな被害を与えており、駆除や防除等の対策を継続していく必要があります。

### 3 今後の対応

農業被害のさらなる軽減に向けて、関係市町等と連携しながら、集落ぐるみで侵入防止柵整備や捕獲活動などの獣害対策に取り組んでいきます。特に、イノシシについては、生態をふまえた適切な侵入防止柵の設置・管理を推進するとともに、安価で簡易な補修・補強方法等に関する技術支援や、補修・補強時に国の交付金である多面的機能支払交付金等の活用の啓発を進めていきます。また、捕獲については、ICT活用の検討など効率的な捕獲方法の推進に努めつつ、豚コレラの感染拡大防止の観点も含め、捕獲圧の強化に取り組んでまいります。

林業被害におけるニホンジカ対策については、森林所有者等が行う防護柵の設置等に要する経費の一部を支援するとともに、令和元年度からは、「みえ森と緑の県民税」市町交付金事業に連携枠を設け、新植地等において森林所有者等が行う防護柵の設置や既設の防護柵の補修及び、市町によるICTを活用した効果的な捕獲等に活用できるよう用途の拡充を行うなど、対策を一層進めてまいります。

水産業のカワウ対策については、引き続き、被害防止対策に要する経費の一部支援や先進事例の情報提供に努めるとともに、愛知県、岐阜県、三重県の3県が連携した駆除対策を検討するなど、近隣県間の広域連携による被害軽減の取組を進めてまいります。

## (9) 「三重の森林づくり基本計画」に基づく施策の実施状況（平成30年度版）について

三重のもりづくりについての基本的な計画（三重の森林づくり基本計画）に記載された施策の実施状況について、「三重の森林づくり条例」第11条第6項の規定に基づき、毎年1回、県議会に報告するとともに、公表するものです。

### 実施状況の概要

#### 1 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

指標	民有林の間伐実施面積（平成18年度からの累計）
目標	平成30年度 100,800ha（単年度目標 5,600ha）
実績	平成30年度 87,016ha（単年度実績 3,330ha）

##### (1) 平成30年度の評価

施業の集約化や路網整備、高性能林業機械の導入など、搬出間伐の効率化・低コスト化を進めるとともに、公共造林事業に加え合板工場等へ効率的に間伐材を供給するための非公共事業を有効に活用すること等により、3,330haの間伐が実施され、平成18年度からの累計は87,016haとなりましたが、目標を達成することはできませんでした。

##### (2) 令和元年度の取組

引き続き、搬出間伐の効率化・低コスト化に取り組むとともに、新たに、みえ森と緑の県民税を活用して流域防災機能を強化するための森林整備を実施するほか、本年4月から、森林所有者が自ら管理ができない森林について、市町が委託を受けて整備を行う新たな森林経営管理制度がスタートしており、制度が円滑に実施できるよう、市町の支援体制を強化することで、間伐実施面積の確保につなげていきます。

#### 2 基本方針2 林業の持続的発展

指標	県産材（スギ・ヒノキ）素材生産量
目標	平成30年度 406千 $m^3$
実績	平成30年度 380千 $m^3$

##### (1) 平成30年度の評価

素材生産量の増大に向け、低コスト造林技術の普及等による主伐の促進や、生産性の向上による搬出間伐の促進に取り組むとともに、三重の木等のPRや、林業・木材産業事業者のネットワーク化に向けた交流会の開催など、需要拡大に向けた取組を進めました。

県産材（スギ・ヒノキ）素材生産量については、平成30年3月に県内で大型合板工場が操業を開始したことから、合板用が大幅に増加したほか、県内で5基目となる木質バイオマス発電所が稼働するなど、木質バイオマス燃料用についても前年比110%と増加しています。一方で、建築用材となる製材用が前年比101%とほぼ横ばいで推移したこと等により、素材生産量の実績は380千 $m^3$ と昨年度（323千 $m^3$ ）を上回りましたが（前年度比118%）、目標を達成することはできませんでした。

##### (2) 令和元年度の取組

引き続き、主伐・再造林の一貫作業システムやコンテナ苗、ドローンの活用など、新たな生産技術の普及に取り組むとともに、路網整備、高性能林業機械の導入等による生

産性の向上に取り組めます。また、森林環境譲与税の導入に伴い、都市部での公共建築物における木材需要の増大が見込まれることから、首都圏等の公共団体や建築関係者等への県産材の利用促進に向けたPR活動を行うほか、非住宅の中大規模建築物等の木造設計における構造や防耐火・耐震性等の専門技術を学ぶ技術研修会を開催するなど、人材育成に取り組めます。

### 3 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

指標	森林文化・森林環境教育指導者数及び活動回数		
目標	平成30年度	指導者数 695人	活動回数 2,300回
実績	平成30年度	指導者数 714人	活動回数 2,376回

#### (1) 平成30年度の評価

森林環境教育・木育や森づくり活動を促進するため、みえ森づくりサポートセンターを拠点として、市町や学校、森林環境教育指導者等の活動のコーディネートや、情報収集・発信、普及啓発等を行いました。また、森林環境教育指導者や森づくり活動者などを対象にレベルに応じた研修会等を開催した結果、森林文化・森林環境教育の指導者数は714人となり目標を上回りました。

また、三重県民の森や上野森林公園での自然観察会の開催、みえ森と緑の県民税を活用した、市町による学校や地域での森林環境教育、未就学児や低学年の児童を対象とした木育に取り組んだ結果、指導者の活動回数は目標を上回る2,376回となりました。

#### (2) 令和元年度の取組

みえ森づくりサポートセンターの機能の充実を図るとともに、森林をフィールドとした森林環境教育の新たなプログラムの作成や野外体験指導者等と連携した自然環境キャンプの試行、県内の既存施設への森林環境教育の実践フィールドや常設型の木育体験施設の整備などに取り組めます。

### 4 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

指標	森林づくりへの参加者数	
目標	平成30年度	33,000人
実績	平成30年度	33,845人

#### (1) 平成30年度の評価

関係団体や菰野町と連携し、御在所山上公園において県民参加の植樹祭を開催したほか、三重県民の森や上野森林公園での自然観察会の開催、企業と森林所有者とのマッチングによる「企業の森」活動の推進等に取り組んだ結果、「森林づくりへの参加者数」は33,845人となり目標を上回りました。「企業の森」については、新たに6件の協定を締結し、合計で53件、229haとなり、社員やその家族、地元自治体や住民等も参加して森林保全活動等が実施されるなど、森林づくり参加者数は着実に増加しています。

#### (2) 令和元年度の取組

森林づくりへの理解を深めるためのイベントの開催や県民参加の植樹祭を市町、関係団体等と連携して開催します。また、「みえ森づくりサポートセンター」の体制を拡充することで、森林づくりへの県民参画をより一層推進していきます。

## (10) みえ森と緑の県民税の評価について

### 1 平成30年度みえ森と緑の県民税基金事業の取組

みえ森と緑の県民税基金事業では、「災害に強い森林づくり」と「森林を支える社会づくり」の2つの基本方針に沿って、県と市町が役割分担した中で、5つの対策を進めています。

#### (1) 「土砂や流木を出さない森林づくり」

流木の発生や土砂の流出を抑制する森林の整備、治山施設などに異常堆積した土砂・流木の撤去を、大台町、熊野市など14市町で実施しました。

#### (2) 「暮らしに身近な森林づくり」

荒廃した里山や竹林の整備、道路沿いなどで倒木などの恐れがある樹木の伐採を、菰野町、南伊勢町など23市町で実施しました。

#### (3) 「森を育む人づくり」

地域の住民を対象とした森林環境教育や子どもの頃から木に親しむ木育、また、これら地域活動を担う人材の育成を県のほか、鈴鹿市、松阪市など21市町で実施しました。

#### (4) 「木の薫る空間づくり」

市庁舎や学校など、県民の皆さんが多く利用する施設における、木質化や木製品の導入をいなべ市、伊賀市など21市町で実施しました。

#### (5) 「地域の身近な水や緑の環境づくり」

地域住民による森林公園の整備や遊歩道の整備等を名張市、紀宝町など12市町で実施しました。

### 2 評価委員会による審議の概要

#### (1) 平成30年度みえ森と緑の県民税基金事業の評価結果

令和元年7月12日及び8月29日に開催した評価委員会において、事業ごとに有効性、効率性、公益性の3つの視点から「評価」を行い、評価結果の知事への答申がとりまとめられました。【評価結果（別冊5参照）】

平成30年度に実施した事業全体の総合評価は、『評価B：継続が妥当である』となりました。

個別の事業では、県事業の「災害に強い森林づくり推進事業」のうち「土砂・流木緊急除去事業」の有効性と公益性（波及度）の視点で『評価A：取組が優れている』との評価となったほか、県事業の「森を育む人づくりサポート体制整備事業」の有効性の視点においても、『評価A：取組が優れている』との評価となりました。

その他の事業の総合評価は、全て『評価B：継続が妥当である』となりました。

#### (2) 主な答申内容

主な答申内容は次のとおりです。

- ・全国的に集中豪雨などによる災害が増加していることをふまえ、引き続き「災害に強い森林づくり」を推進されたい。
- ・災害防止に向けたさらなる取組を検討するなど、当該税の目的を明確にして「県民全体で森林を支える社会」の実現に向けた、より一層効果的な施策を展開されたい。
- ・市町交付金事業においては、市町がそれぞれの特性や地域資源を生かした活動を実施しており、地域住民等と連携した取組が一段と進展してきたことは評価できる。

- ・みえ森づくりサポートセンターにより、様々な森林環境教育・木育に関するプログラムが実施されていることは評価できる。今後は、県民のニーズに対応できる機能を高められるよう検討されたい。
- ・施設整備（ハード）と森林環境教育・木育（ソフト）の取組が併せて行われることにより、相乗効果が期待できるため、さらなる工夫を進められたい。

### (3) その他の意見

その他、評価委員から次のような意見をいただきました。

- ・改善に向けた評価検証の質をさらに高めていけるよう、新たな評価方法を検討されたい。
- ・台風等で発生する倒木による停電を未然に防ぎ、県民生活を守るためにも、道路沿いの木の事前伐採などライフラインの保全に県民税を活用することを検討されたい。

### 3 今後の対応について

今回の答申について、県のホームページに掲載し公表するとともに、評価委員会からいただいた意見について、市町担当者と情報共有を図りながら、県民税の目的が確実に発揮されるよう、税事業の充実に取り組んでまいります。

また、市町と連携して事業成果発表会を開催するほか、ホームページや広報誌、ケーブルテレビなどのさまざまな媒体を活用して事業成果の情報発信に努めていきます。

さらに、今年度から、第2期目の新たな取組が実施されるにあたり、税事業の質をさらに高められるよう、評価委員会の提案をふまえ、新たな視点を取り入れた評価方法について検討してまいります。

## (11) 第3期みえ生物多様性推進プランの策定について

### 1 現状

県では、「生物多様性基本法」に基づき、平成28年3月に策定した「第2期みえ生物多様性推進プラン」により、生物多様性に関する理解の促進を図るとともに、県民による地域の自然を守る保全活動など、地域と連携した取組を進めてきました。

その結果、自然環境の保全に取り組む活動団体数や希少種等の保全活動実施数が増加するなど、一定の成果が得られました。

一方で、近年、大規模な自然地の開発が増加しているほか、農山村地域での人口減少や高齢化による管理不足の里山等の増加、ブラックバスやアライグマ等の外来生物の増加など、野生生物の置かれている現状は依然として厳しい状況にあり、県民等による生物多様性保全に関する取組を更に進め、生態系ネットワークの形成を促進する必要があります。

このような中、令和元年度末までを計画期間とする現行のプランに基づく取組の実施状況や、SDGs（持続可能な開発目標）など生物多様性の保全に対する社会的な関心の高まり等をふまえ、次期プランの策定を進めています。

### 2 第3期みえ生物多様性推進プランの骨子案について

#### (1) 策定方針

生態系ネットワークの形成を促進し、生物多様性を保全するため、生物多様性の重要性に関する理解の更なる向上を図り、県民・事業者・行政など、様々な主体による取組が進むよう策定を行います。

#### (2) 策定のポイント

- ・SDGs（持続可能な開発目標）等の生物多様性を取り巻く社会状況の変化をふまえ、生物多様性に迫る危機ごとの取組と生物多様性保全の環境づくりの取組を整理し、具体的な内容を明記します。
- ・開発と自然環境の調和を図るため、自然環境保全上重要な地域について明確にし、県民の皆さんに広く周知します。
- ・生物が豊かに住める自然環境の保全に向けた取組を円滑に進めるため、森林の整備・保全や河川・湿地等の保全・再生など、地域空間別に各主体が取り組むべき内容を整理します。

#### (3) 危機毎に整理した取組方針

取組方針1 「重要な自然環境や野生生物の保全」

自然環境保全地域等の重要地域の保全 など

取組方針2 「豊かな里地・里山・里海の保全」

自然環境保全活動の連携促進 など

取組方針3 「生物多様性への負荷の抑制」

外来生物による被害防止 など

#### 取組方針4「生物多様性保全の基盤整備」

生物多様性に関する人材育成 など

各取組方針の施策展開については、県土整備部、地域連携部など、関係部局の意見を聴きながら検討していきます。

### 3 今後の対応

今後は、骨子案についての関係部局からの意見をふまえ、11月下旬を目途に中間案を取りまとめる予定です。

その後、中間案について、広く県民から意見を聴くためにパブリックコメントを実施するほか、自然環境保全法の規定に基づき、自然環境保全審議会に諮るとともに、本委員会に検討経過を適時報告し、本年度末までに、第3期みえ生物多様性推進プランを策定してまいります。

#### (スケジュール)

令和元年 11月下旬	自然環境保全審議会（自然環境部会）の開催（中間案）
12月上旬	環境生活農林水産常任委員会に中間案報告
令和2年 1月下旬	パブリックコメントの実施
2月下旬	自然環境保全審議会（自然環境部会）の開催（最終案）
3月上旬	環境生活農林水産常任委員会に最終案報告
3月下旬	第3期みえ生物多様性推進プランの策定



## (12) 三重県水産業及び漁村の振興に関する条例（仮称）中間案について

### 1 条例の検討状況

「三重県水産業及び漁村の振興に関する条例（仮称）」（以下、「条例」という。）の制定に向け、有識者、漁業者や漁協など関係者との意見交換を行いながら検討を進めています。

これまでに、三重県水産業・漁村振興懇話会において有識者に意見をいただくとともに、県内の各漁協、三重県漁連、信用漁連、内水面漁連等の関係団体 24 団体を訪問するなど、363 名の方と意見交換を行い、概ね条例の制定に賛同するとともに、基本計画の策定など具体的な施策の実行性の確保を求める意見等をいただいているところです。

#### 【主な意見】

- 条例策定により、水産業振興が県の責務となるとともに、生産者も消費者も含め関係者全員が水産振興のめざすべき姿に向けて自覚と責任を持って取り組んでいくことが重要だと思う。
- 条例ができることで水産業及び漁村の振興に係る取組が進むことに期待している。漁業のため、具体的に何をしていくかが重要なので、今後も意見交換をお願いする。

### 2 条例の中間案について

三重県水産業及び漁村の振興に関する条例（仮称）の中間案について、これまでにいただいた意見や以下のポイントを基本理念や基本的施策に反映し、別添 4 のとおり取りまとめました。

- ①持続可能で、多様性と包摂性のある社会の実現をめざす SDG s の考え方もふまえ、「三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な水産業」の実現に向けて、科学的根拠に基づく水産資源の適切な管理や維持・増大、本県の強みである真珠養殖をはじめとする養殖業、海女漁業等の振興、水域環境の保全を推進
- ②新たな技術を活用した社会課題解決モデルの構築をめざす Society 5.0 の考え方もふまえ、水産業への AI・ICT 技術を活用したスマート化などにより、水産業の競争力強化や多様な担い手の確保・育成を推進
- ③地震や頻発・激甚化する風水害、温暖化などの海洋環境の変化等からの被害の軽減を図るとともに、生産性の向上に向けた基盤整備の推進や、安心して快適な漁村の構築

### 3 今後のスケジュール

今後、中間案について三重県水産業・漁村振興懇話会において意見をいただくとともに、引き続き、幅広く漁協など関係者の皆さんの意見を聴取していきます。

また、県民の方からの意見を聴取するため、パブリックコメントを実施します。

これらにより聴取した意見をふまえつつ、さらに議論を深め、最終案を取りまとめるとともに、具体的な施策の展開方向等を定める基本計画についても検討を進めてまいります。

- |        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 10月中旬  | 条例案パブリックコメント                   |
| 11月頃   | 三重県水産業・漁村振興懇話会<br>(有識者からの意見聴取) |
| 12月12日 | 常任委員会・条例最終案報告                  |
| 令和2年2月 | 条例案提出                          |

見  
聴  
取  
等  
関  
係  
団  
体  
等  
か  
ら  
の  
意  
見  
幅  
広  
く  
漁  
業  
者  
及  
び  
漁  
協

### (13) 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和元年6月3日～令和元年9月17日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重県農村地域資源保全向上委員会
2 開催年月日	令和元年6月6日(木)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 大野 研 ほか3名
4 諮問事項	(1) 日本型直接支払(多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業、環境保全型農業直接支払事業)について (2) 中山間ふるさと水と土保全対策事業について
5 調査審議結果	多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業、環境保全型農業直接支払事業及び中山間ふるさと水と土保全対策事業の令和元年度の実施計画について審議していただき、適当と認められました。
6 備考	

1 審議会等の名称	みえ森と緑の県民税評価委員会
2 開催年月日	令和元年7月12日(金)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 石川 知明 ほか7名
4 諮問事項	平成30年度みえ森と緑の県民税基金事業の実績について
5 調査審議結果	平成30年度みえ森と緑の県民税基金事業の実績について、抽出した事業を中心に議論していただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県地方卸売市場運営協議会
2 開催年月日	令和元年7月22日(月)
3 委員	【会長】三重大学 准教授 中島 亨 ほか9名
4 諮問事項	(1) 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成30年度分)について (2) 指定管理者が行う公の施設の管理状況全期間評価について
5 調査審議結果	(1) 三重県地方卸売市場の指定管理者であるみえ中央市場マネジメント株式会社の管理状況(平成30年度分)に対する県の評価案について審議していただき、意見等をいただきました。 (2) 三重県地方卸売市場の指定管理者であるみえ中央市場マネジメント株式会社の管理状況(平成26年度から平成30年度)に対する県の全期間評価案について審議していただき、意見等をいただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県食の安全・安心確保のための検討会議
2 開催年月日	令和元年8月7日(水)
3 委員	【会長】三重大学 教授 磯部 由香 ほか8名
4 諮問事項	(1) 食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書(平成30年度版)(案)について
5 調査審議結果	(1) 平成30年度に実施した、食の安全・安心の確保に関する施策について審議していただき、意見等をいただきました。 (2) 令和元年度に実施している、食の安全・安心の確保に関する施策について報告しました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県森林審議会
2 開催年月日	令和元年8月8日(木)
3 委員	【会長】三重大学 教授 中井 毅尚 ほか11名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	(1) 会長に三重大学 中井 毅尚 教授が選出されました。 (2) 森林保全部会に属する委員が選任されました。 (3) 三重の森林づくり基本計画の実施状況(平成30年度版)について報告しました。
6 備考	

1 審議会等の名称	みえ森と緑の県民税評価委員会
2 開催年月日	令和元年8月29日(木)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 石川 知明 ほか7名
4 諮問事項	平成30年度みえ森と緑の県民税基金事業の評価について
5 調査審議結果	平成30年度みえ森と緑の県民税基金事業の評価結果を審議していただき、総合的な評価の答申をいただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 自然環境部会
2 開催年月日	令和元年9月10日(火)
3 委員	【部会長】三重大学 准教授 平山 大輔 ほか6名
4 諮問事項	第3期みえ生物多様性推進プランの骨子(案)について
5 調査審議結果	第3期みえ生物多様性推進プランの骨子(案)について審議していただき、意見等をいただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 鳥獣部会
2 開催年月日	令和元年9月17日(火)
3 委員	【部会長】野呂 政夫 ほか4名
4 諮問事項	第12次鳥獣保護管理事業計画の変更について
5 調査審議結果	第12次鳥獣保護管理事業計画の変更について審議していただき、意見等をいただきました。
6 備考	